

事 務 連 絡
令和7年2月18日

生産者各位

身延町地域農業再生協議会
(協議会印省略)

令和7年度・8年度水田活用直接支払交付金の対応について

平素は、農業行政にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、先日の通知にて、令和4年度から「5年間に一度も水張りが行われていない農地は対象水田としない水張りルール」についてお知らせしました。

しかし令和7年1月31日、農林水産大臣が衆議院予算委員会において「5年水張りルール」を見直す考えを表明しました。

これに基づく国からの概要通知によれば、令和7年度及び令和8年度に水田活用直接支払交付金の交付対象となるには、水張りは不要とのことですが連作障害を回避する取り組みを行っていただく必要があります。

「連作障害を回避する取り組み」とは次のような内容をいいます。

- ・ 土壌改良材や堆肥の投入
 - ・ 病害を予防する薬剤の投入
 - ・ 天地返しを行う
- など

※令和9年度以降は水田政策を根本的に見直す検討がされています。新しい情報が
入り次第、お知らせいたします。

※今後、国の支給要件の見直し等により変更になる場合もあります。

問い合わせ先
身延町役場 産業課 農林担当
☎ 0556-42-4805 (直通)

経営所得安定対策等の概要（令和7年度産）

■制度の目的

販売価格が生産費を下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、水田のフル活用を推進するため麦・大豆・飼料用米等への作付けを促し食料自給率・自給力の向上を図ります。

（１）水田活用の直接支払交付金

- 対象者は、販売目的で水田に対象作物を栽培している農業者です。
- 作付面積によって交付金が支払われます。
- 水田に作付した麦・大豆・野菜（枝豆など）等を販売した場合が対象です。
- 基準単収の2分の1に満たない場合は交付対象外となります。
- 土壌改良材や堆肥の投入、病害を予防する薬剤の投入など連作障害を回避する取り組みを行ってください。

※(令和7年2月3日現在、国から示された概要書により水張りは不要となっています。今後、国の支給要件の見直し等により変更になる場合もあります。)

令和7年度交付単価予定（抜粋）

	作物	交付額（10aあたり）
①	麦	35,000円
②	大豆	35,000円
③	麦と大豆の二毛作	9,000円
④	加工用米	20,000円
⑤	野菜	3,000円
⑥	花き	3,000円
⑦	エダマメ	27,000円
⑧	麦と枝豆の二毛作	45,000円

（２）畑作物の直接支払交付金

- 対象者は、認定農業者です。
- 検査及び販売をした作物の数量或いは面積によって交付金が支払われます。

令和7年平均交付単価（抜粋）

	作物	交付額（60kgあたり）	
		課税事業者向け	免税事業者向け
①	小麦	5,930円	6,340円
②	大豆	9,430円	9,840円